新たな博物館法制度が目指す「博物館の機能強化」のための好循環

- ・博物館の基本的機能(収集・保 管、公開・展示、調査・研究) の強化
- ・教育普及、博物館・学校・図書 館連携、大学等との研究連携の 強化
- ・多様な利用者へのアクセス提供
- ・地域の多様な主体との連携による文化観光やまちづくり、国際 交流など協働事業の充実
- ・SNSなどパブリックリレーションの強化

- ・運営費・体制・施設設備の充実
- ・寄付・寄贈の増加など財源の多様化
- ・ボランティア・外部人材の充実
- ・サポーター組織の充実
- ・ファンドレイズ体制の強化
- ・多様な主体との連携・協働の促進
- ・政策予算・税制・法制度上の優遇措置
- ・館職員の研修充実・資質向上、意識 変容



- ・各館のミッション(使命)や運営基準の明確化
- ・デジタル化した資料の公開や展示
- ・社会的・経済的価値(教育効果、経済効果、地域貢献、社会貢献等)の計測(OECD/ICOM、AAM)
- ・事業成果や自己評価の積極的な発信
- ・データのオープン化と利用条件明示 による創造的活動促進
- ・ミュージアムグッズ等の制作
- ・ユニークベニューや高付加価値化
- ・ロゴやキャンペーンによるブラン ディング向上

博物館に対する 評価の向上

- ・地域の活力の向上(地域経済の発展、都市・地方再生、地域の創造的文化・教育活動の充実、地域の 魅力や住民の幸福度の向上等)
- ・地方自治体や企業等の設置者、地域住民の肯定的な評価の獲得
- ・博物館がもたらす社会的・経済的 価値の認識と共有